

再商品化義務のある 容器包装は？

再商品化義務のある容器包装

■ガラス製の容器

- ・無色のガラス製容器
- ・茶色のガラス製容器
- ・その他の色のガラス製容器など



■紙製容器包装

紙箱、紙袋、紙のトレイ、包装紙、
材料にアルミ箔が使用されている
飲料用パックなど



■PETボトル

飲料・酒類・しょうゆ・しょうゆ加工品、
みりん風調味料、食酢、調味酢、
ドレッシングタイプ調味料
に用いるPETボトル



※PET素材の容器であっても、上
記以外のものはプラスチック製容
器包装になります。

■プラスチック製容器包装

プラスチックボトル、発泡スチロールトレイ、
発泡スチロールカップ、ハンバーガー等の
プラスチック容器、スーパーのレジ袋、
ラップフィルムなど



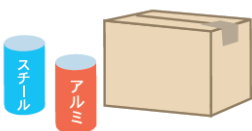
※複数の素材でできた容器包装は、素材のうちもっとも重いものに分類します。



業務用に販売され、事業所等から排出されるものは法律の対象外です。

再商品化義務のない容器包装

スチール缶、アルミ缶、
牛乳等の紙パック、段ボール



市場価値が高く、国内の
需要も安定しているから
法律で義務づけなくても
リサイクルされるんだね！

※これらは、すでに回収業者に引き取られて再商品化されるルート
が確立しているので、事業者の再商品化義務はありません。



一見容器包装に見えて、法律上は対象でないもの

① 物を入れても包んでいないもの

例) 野菜の結束用テープ、飲料用ストロー、弁当のスプーン、
割り箸、お手ふき、のし紙(包装紙と兼用の場合は該当)

② 商品を保護も固定もしていないもの

例) にぎり寿司の中仕切り
(緑色のプラスチック製ばらん)

③ 通常は商品の一部であるもの

例) 紅茶等のティーパックなど

